

平成27年改正条例附則の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成27年3月18日

厚岸町長 若狭 靖

平成27年改正条例附則の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成27年厚岸町条例第10号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第2項から第4項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成27年改正条例附則第2項の規則で定める職員)

第2条 平成27年改正条例附則第2項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）をした職員
 - (2) 切替日以降に降号（職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。以下同じ。）をした職員
 - (3) 切替日前に次に掲げる期間（以下「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成22年厚岸町規則第12号）第31条第1項、厚岸町職員の育児休業等に関する条例（平成20年厚岸町条例第2号）第8条又は厚岸町職員の自己啓発等休業に関する条例（平成24年厚岸町条例第16号）第10条の規定による号俸の調整をいう。以下同じ。）をされたもの
- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
- イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児

休業法」という。) 第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間

エ 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成13年厚岸町条例第6号。

以下「勤務時間条例」という。) 第14条に規定する病気休暇又は同法第16条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

オ 法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

(4) 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第10条第1項又は第19条第1項の規定による勤務をいう。以下同じ。)を開始し、又は終了した職員

(5) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項又は第2項の規定により採用された職員

(平成27年改正条例附則第3項の規定による給料の支給)

第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員(平成27年改正条例附則第2項に規定する特定職員をいう。以下同じ。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。以下同じ。)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、平成27年改正条例附則第3項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動をした場合 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこの異動が2回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にその異動が順次あつたものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号俸に対応する給料月額との差額に相当する額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成27年改正条例第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年厚岸町条例第1号）別表第1、別表第2若しくは別表第4の給料表又は平成27年改正条例第2条の規定による改正前の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年厚岸町条例第9号）別表の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

（平成26年改正条例附則第4項の規定による給料の支給）

第4条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員及びこれらに準ずる者として町長が認めるものから人事交流、割愛等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成27年改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成27年改正条例附則第3項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第4項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第5条 平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があると町長が特に認めるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。